

滋賀県、長浜市および高島市との協定の締結について

平成 25 年 4 月 5 日
関西電力株式会社
日本原子力発電株式会社
独立行政法人日本原子力研究開発機構

関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、独立行政法人日本原子力研究開発機構の3社は、平成23年8月、滋賀県から「原子力発電所の安全対策等に関する要望」において、「安全協定の締結」に関する要請を受け、平成23年12月から協議を開始しました。

その後、平成25年2月7日、事業者として要請に対する協定案の回答を行い、代表者会において各々、受入れの可能性について御検討を頂いた結果、2月27日には長浜市が、また3月19日には高島市が受入れを表明され、両市の表明を受け、3月22日には滋賀県が協定締結の表明をされました。

これらの協議を踏まえ、本日、滋賀県、長浜市および高島市との協定の締結を行いましたのでお知らせします。

以 上

添付資料：協定の概要

安全確保等に関する協定書（一式）

安全確保に関する通報連絡等協定書（一式）

協定の概要

(関西電力、日本原子力発電、日本原子力研究開発機構)

協定の内容については、平成25年2月7日に事業者から滋賀県代表者会に回答した協定案に、代表者会での意見を踏まえ文末の表現に修正を加えたものとなっている。

1. 協定案の概要

(1) 滋賀県協定(もんじゅ、ふげん、敦賀、美浜および大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書)

※自治体(甲)、原子力事業者(乙)とそれぞれ表記する。

見直しの主な項目	項目説明
①関係諸法令の遵守 (第1条)	・乙が、発電所の増設及び保守運営に当たって、安全を確保するため、関係諸法令の遵守と、万全の措置を講じなければならない。
②計画の報告 (第2条)	・乙が、発電所の新增設に係る建設計画、原子炉施設等に重要な変更を行う場合について、事前に甲に報告しなければならない。 ・また、甲は安全対策について意見があるときは、乙に対して意見を述べるができる。
③輸送計画の事前連絡 (第3条)	・乙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に甲に連絡しなければならない。
④平常時における連絡 (第4条)	・乙は、甲に対し、定期的に連絡する事項について定めたもの。
⑤異常時における連絡 (第5条)	・従来から約束している、乙から甲に対する異常時における連絡を条文化したもの。
⑥現地確認 (第6条)	・甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の職員に発電所の現地確認をさせることができる。 ・甲、乙は、現地確認において相互に意見を述べるができる。
⑦損害の補償 (第7条)	・乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。
⑧原子力防災対策 (第8条)	・乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。 ・乙は、甲が実施する地域防災対策に協力しなければならない。
⑨公衆への広報 (第9条)	・乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。
⑩連絡の方法 (第10条)	・乙は、甲に対し、第2条、第3条、第4条、および第5条に掲げる事項について、文書等をもって連絡しなければならない。
⑪連絡の発受信者 (第11条)	・甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定める。
⑫協定書の改定 (第12条)	・この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができる。甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議する。
⑬疑義または定めのない事項(第13条)	・この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

(2) 長浜市協定(美浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書)

滋賀県協定から、第2条、第3条、および第6条を除いたもの。

2. 協定締結者

(1) 滋賀県協定

甲	乙	丙	丁	発電所
滋賀県	長浜市	高島市	日本原電	敦賀発電所
滋賀県	長浜市	高島市	原子力機構	もんじゅ ふげん
滋賀県	高島市	関西電力	—	美浜発電所 大飯発電所

(2) 長浜市協定

甲	乙	立会人	発電所
長浜市	関西電力	滋賀県	美浜発電所

以上

敦賀発電所に係る安全確保等に
関する協定書

滋 賀 県
長 浜 市
高 島 市
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、長浜市（以下「乙」という。）、高島市（以下「丙」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「丁」という。）とは、丁の敦賀発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丁は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丁は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丁は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) 発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- (2) 発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- (3) 環境放射能測定の実績報告

（異常時における連絡）

第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- (4) 計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。

- (5) 発電所に故障が発生したとき。
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲、乙、丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。

2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、発電所の保守運営に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するもの

とする。

(2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年 4月 5日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県長浜市高田町12番34号
長浜市長 藤井 勇治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丁 東京都千代田区神田美土代町1番地1
日本原子力発電株式会社
取締役社長 濱田 康男

高速増殖炉研究開発センター—高速増殖原型炉
もんじゅに係る安全確保等に関する協定書

滋 賀 県
長 浜 市
高 島 市

独立行政法人日本原子力研究開発機構

高速増殖炉研究開発センター高速増殖原型炉もんじゅ
に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、長浜市（以下「乙」という。）、高島市（以下「丙」という。）と独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）とは、丁の高速増殖炉研究開発センター高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の保守運営に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丁は、もんじゅの増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丁は、もんじゅの新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丁は、新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）もんじゅ建設工事の進捗状況
- （2）もんじゅの保守運営（試運転を含む。）の状況
- （3）環境放射能測定の調査報告

（異常時における連絡）

第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉もしくは発電を停止したとき、または不測の事態により出力が変動したとき。
- （5）もんじゅに故障が発生したとき。
- （6）ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏えいしたとき。
- （7）もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。

- (8) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。
- (9) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (10) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (11) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (12) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (13) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲、乙、丙は、もんじゅ周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員にもんじゅの現地確認をさせることができる。

- 2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。
- 4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、もんじゅの保守運営に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

- 2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、もんじゅに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月5日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県長浜市高田町12番34号
長浜市長 藤井 勇治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丁 茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之

原子炉廃止措置研究開発センターに係る
安全確保等に関する協定書

滋賀県
長浜市
高島市

独立行政法人日本原子力研究開発機構

原子炉廃止措置研究開発センターに係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、長浜市（以下「乙」という。）、高島市（以下「丙」という。）と独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）とは、丁の原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）の保守運営および廃止措置に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丁は、ふげんの増設、保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丁は、ふげんの新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲、乙、丙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲、乙、丙は、安全対策について意見があるときは、丁に対して意見を述べることができる。

（廃止措置計画の事前説明）

第2条の2 丁は、ふげんの廃止措置を講じようとするときは、甲、乙、丙に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に説明しなければならない。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丁は、使用済燃料および放射性廃棄物を甲、乙、丙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に通過する甲、乙、丙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- (1) ふげん建設工事の進捗状況
- (2) ふげんの保守運営（試運転を含む。）の状況
- (3) 環境放射能測定の結果報告
- (4) ふげんの廃止措置の状況

（異常時における連絡）

第5条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。

- (3) ふげんに故障が発生したとき。
- (4) ふげん敷地内において火災が発生したとき。
- (5) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (6) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (7) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (8) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (9) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (10) ふげんの周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲、乙、丙は、ふげん周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、または甲、乙、丙の職員にふげんの現地確認をさせることができる。

- 2 丁は前項の現地確認に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丁の保安関係の規程に従うものとする。
- 4 甲、乙、丙および丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができる。

(損害の補償)

第7条 丁は、ふげんの保守運営および廃止措置に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丁は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

- 2 丁は、甲、乙、丙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丁は、公衆に対して、ふげんに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲、乙、丙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丁は、甲、乙、丙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第2条、第2条の2、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲、乙、丙および丁が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙、丙および丁は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙および丁いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙、丙および丁は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙、丙および丁が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成25年4月5日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県長浜市高田町12番34号
長浜市長 藤井 勇治

丙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丁 茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 鈴木 篤之

美浜発電所に係る安全確保等に
関する協定書

滋 賀 県
高 島 市
関 西 電 力 株 式 会 社

美浜発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、高島市（以下「乙」という。）と関西電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の美浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実績報告

（異常時における連絡）

第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。

- (5) 発電所に故障が発生したとき
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。

2 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲、乙および丙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができる。

(損害の補償)

第7条 丙は、発電所の保守運営に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するもの

とする。

(2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙および丙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

大飯発電所に係る安全確保等に
関する協定書

滋 賀 県
高 島 市
関 西 電 力 株 式 会 社

大飯発電所に係る安全確保等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、高島市（以下「乙」という。）と関西電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の大飯発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 丙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（計画の報告）

第2条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。

2 第1項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べることができる。

（輸送計画の事前連絡）

第3条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。

（平常時における連絡）

第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実績報告

（異常時における連絡）

第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。

- (5) 発電所に故障が発生したとき
- (6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) 発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(現地確認)

第6条 甲および乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、または甲および乙の職員に発電所の現地確認をさせることができる。

2 丙は前項の現地確認に協力しなければならない。

3 第1項の規定により現地確認をする者は、その安全確保のため、丙の保安関係の規程に従うものとする。

4 甲、乙および丙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができる。

(損害の補償)

第7条 丙は、発電所の保守運営に起因して滋賀県の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第8条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 丙は、甲および乙が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第10条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条、第3条および第4条に掲げる事項については、文書をもって連絡するもの

とする。

(2) 第5条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲、乙および丙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第11条 甲、乙および丙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第12条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙および丙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第13条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市長 福井 正明

丙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

美浜発電所に係る安全確保に
関する通報連絡等協定書

長 浜 市
関 西 電 力 株 式 会 社

美浜発電所に係る安全確保に関する通報連絡等協定書

長浜市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙の美浜発電所（以下「発電所」という。）の保守運営に伴う安全確保に係る通報連絡等について、次のとおり協定する。

（関係諸法令の遵守）

第1条 乙は、発電所の増設および保守運営に当たっては、周辺環境の安全を確保するため、関係諸法令を遵守し、万全の措置を講じなければならない。

（平常時における連絡）

第2条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。

- （1）発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況
- （2）発電所の保守運営状況（試運転を含む。）
- （3）環境放射能測定の実績報告

（異常時における連絡）

第3条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- （1）非常事態が発生したとき。
- （2）非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。
- （3）不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。
- （4）計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。
- （5）発電所に故障が発生したとき
- （6）発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- （7）放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- （8）放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- （9）前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- （10）原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- （11）放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- （12）発電所の周辺環境に異常が発生したとき。

(損害の補償)

第4条 乙は、発電所の保守運営に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策等、必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第5条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第6条 乙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第7条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

(1) 第2条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。

(2) 第3条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。

(3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第8条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第9条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

第10条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 滋賀県長浜市高田町12番34号
長浜市長 藤井 勇治

乙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

立会人 滋賀県大津市京町4丁目1番1号
滋賀県知事 嘉田 由紀子